

ベーカーマッケンジー留学レポート①

近藤友紀（2022年1月）

ベーカーマッケンジー法律事務所東京オフィスの IPTech グループに所属するアソシエイトの近藤友紀です。私は 2021 年 8 月よりカリフォルニア州立大学バークレー校のロースクール（「Berkeley Law」）に留学しています。2021 年 12 月で秋学期が終了したので留学生活の前半を振り返ってみたいと思います。



バークレーの景色

Berkeley Law の授業

私が現在履修しているのは Berkeley Law の LL.M. (Traditional Track) というプログラムです。Berkeley Law の今年度の LL.M. プログラムでは 60 を超える国・地域から集まった約 300 人の学生が学んでいます。新型コロナウイルスの感染拡大により 2020 年 3 月からキャンパスは閉鎖され、オンラインでの授業が続いていたのですが、ワクチン接種と屋内でのマスク着用を条件に 2021 年の秋学期から対面授業が再開しました。

秋学期は Fundamentals of U.S. Law と Legal Research and Writing（「LRW」）という 2 つの必修科目がありました。Fundamentals of U.S. Law はアメリカ憲法の授業で、LRW はリーガルリサーチ・ライティングのノウハウ・作法、プレゼンテーションスキルなどを学ぶ授業です。LRW は少人数のセミナー形式の授業で、リーガルリサーチやリーガルメモの作成に加えてグループディスカッション・プレゼンテーション、ディベート、リーガルメモに関する講師との個人面談、自国の法的問題に関する個人プレゼンテーションなど、授業への積極的な参加や発表が要求されるハードなカリキュラムだったことから秋学期の授業の中でも特に印象に残っています。必修科目以外で私が秋学期に履修したのは Information Privacy Law, Transnational Intellectual Property Law, Social Media Law, Entertainment Law in the TV Industry の 4 科目です。私

は私の専門分野である知的財産法、プライバシー法、テクノロジー法の知識や理解を深めたいとの思いから Berkeley Law を志望したので、選択科目は秋学期もこれから始まる春学期も全て Intellectual Property and Technology Law の分野から選んでいます。

私は一緒に Berkeley Law に留学している夫と未就学の子ども2人と渡米しているのですが、Berkeley Law の授業はいずれの授業も予習量や提出課題がかなり多く、家事や子育てをしながら日々の授業についていくのは想像以上に大変でした。他方で授業の内容は非常に充実しており、アメリカにおける各法令のルールや考え方、執行事例、実務運用などを幅広く学ぶことができました。特にクライアントの方々の関心が高いトピックや日本でリサーチをしても詳細が分かりにくかった点などに関する授業は私の専門分野の知識や理解を深める上で大変有益だったと感じています。春学期の授業も今からとても楽しみです。

Berkeley Law におけるその他の活動・機会

Berkeley Law には授業以外にも学生が参加できる様々なイベントやネットワーキングの機会があります。知的財産法とテクノロジー法の分野では Berkeley Center for Law and Technology (「BCLT」) という組織があり、これらの分野の専門家が集まるシンポジウムを開催したり、実務家によるポッドキャストを配信したりしています。BCLT はベイエリアの実務家によるスピーカーシリーズを毎週昼に提供しているのですが、最先端の実務の話聞ける上、無料ランチ付きなのでいつも盛況です。

また BCLT は知的財産・テクノロジーにフォーカスする 12 の学生団体をサポートしているのですが、私はその中の Women in Tech Law (「WiTL」) と Privacy Law at Berkeley (「PrivLAB」) という 2 つの学生団体に所属しています。WiTL はテクノロジー法分野における女性の採用や活躍を支援することを目的とした団体で、メンバー同士のネットワーキングを目的としたイベントや女性実務家によるセッションの開催、メンター制度(各学生に特定の女性実務家をメンターとしてマッチングしてくれる制度)の提供、JD 生向けの就活アドバイスなどを行っています。WiTL の活動を通じて自分と同じ法分野に興味を持つ多くの女性達と知り合う機会に恵まれました。PrivLAB はプライバシーに特化した学生団体で、WiTL と同様に実務家によるセッションを開催したり、CIPP などのプライバシー関係の資格取得をサポートしたりしています。私は PrivLAB が開催した日本を含む 6 か国のプライバシー法に関するパネルセッションにパネリストとして登壇し、日本のプライバシー法について話をしました。ベーカー外の実務家と一緒にパネルに参加したことはこれまでなかったのでこのプレゼンテーションはとても良い経験になりました。

Berkeley Law ではその他にもいろいろな団体が精力的に活動し、毎週イベントを開催しています。日々の勉強もあるので全ての活動に参加することはできませんが、知識を深めたり、人脈を広げたり、新しい分野を開拓したりするチャンスは Berkeley Law には山ほどあります。春学期もできる限り多くの機会を活用したいと思っています。

ベイエリアでの生活

私は渡米するまで、カリフォルニア州は暖かいというイメージを持っていたのですが、ベイエリアは夏でも気温があまり上がりません。渡米した 7 月でも朝晩や日陰は日本の秋冬のように寒く、私は毎日長袖が手放せませんでした。今時期は雨季の真っ最中なので雨の日が続くこともありますが、10 月後半あたりまでは

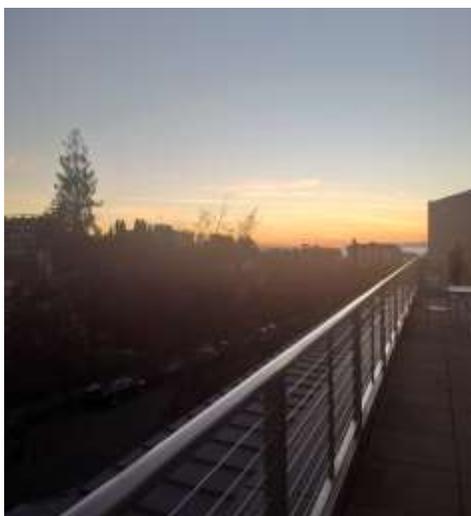
一度も雨が降らず空気がからっとしていました。冬は東京ほど気温が下がりません。ベイエリアは年間を通して気温の変化が少ないので慣れてしまえば過ごしやすい地域だと思います。

Berkeley Law の学生はキャンパス周辺に住んでいることも多いのですが、キャンパス周りの治安は悪いので、私はキャンパスから車で 15 分ほどの地域に住んでいます。家族連れの学生は UC Village と呼ばれる大学関係者用のファミリー向け集合住宅に住んでいる人が多いです。

物価の高さはベイエリアの最大の難点ですが、バークレー周辺には日本の食材や商品を買えるお店がいくつかあるので日本のものが手に入らなくて困るということはほとんどありません。

レジャーとしてはレイクタホやナパ・ソノマに行きました。レイクタホは山火事の影響で景色がほとんど見えなかったのが残念でしたが子ども達は水遊びを楽しんでいました。ナパ・ソノマは子どもの入場を許可しているワイナリーが限られており、小さい子ども連れのファミリーで行けるのはピクニックができるような場所が中心になりますが、バークレーから近く、気軽に日帰りで行けるので Berkeley Law の学生にも人気のスポットです。もちろんサンフランシスコ側にも数多くの観光スポットがあります。サンフランシスコは急勾配の坂道が多いのですが天気の良い日に坂の上から見る景色は本当に綺麗です。また遠出をしなくてもバークレー周辺には大きなプレイグラウンドや広い芝生のある公園がたくさんあるので子どもの日常的な遊び場所には事欠きません。新型コロナウイルスの影響から入場制限を設けたり、施設の一部を閉鎖したり、事前予約を必要とする場所もありますが、観光地やレジャー施設には人が戻っており、ハロウインのようなイベントも 10 月は再開していたところが多かったように思います。

私はベーカー入所時から留学を強く希望していたので今 Berkeley Law で勉強できていることをとても嬉しく思っています。コロナ禍にもかかわらず、今回の留学をサポートしてくれている事務所や私の不在をカバーしてくださっている事務所の皆さんにも感謝の気持ちでいっぱいです。この貴重な成長機会を意味あるものにし、東京に戻った際に少しでもクライアントの方々のお役に立てるよう、残りの留學生活も精一杯取り組みたいと思います。



Berkeley Law からの夕日